

災害時等における施設利用の協力に関する協定（案）

大阪市（以下、「甲」という。）と指定管理者〇〇〇（以下、「乙」という。）は、災害発生時における災害ボランティアセンター（以下、「ボランティアセンター」という。）として、乙が甲より指定を受けて管理の代行を行っている大阪市立都島区民センター（以下、「当該施設」という。）を使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は災害発生時において、甲に以下の使用場所の範囲でボランティアセンターとして使用させるものとする。

- （1）名称 大阪市立都島区民センター
- （2）住所 大阪市都島区中野町2丁目16番25号
- （3）構造等 鉄筋コンクリート造 地上4階建
- （4）使用場所 ホール（406 m²）、会議室1（33 m²）、会議室2（63 m²）、
会議室3（56 m²）、会議室4（63 m²）、会議室5（44 m²）

（ボランティアセンターの開設）

第2条 甲と社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会が協議のうえ、ボランティアセンターの開設が必要と認めたときは、社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会から、ボランティアセンターを開設する際、事前に乙にその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（ボランティアセンターの閉鎖）

第3条 甲と社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会が協議のうえ、ボランティアセンターを閉鎖するときは、社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会から、事前に乙にその旨を書面にて通知するとともに、速やかに施設の原状復帰をして乙に明け渡すものとする。なお、当該施設に不退去者が残存する場合は、甲の責任において、退去させるものとする。

（当該施設内で発生した事故）

第4条 乙は、本施設をボランティアセンターとして使用した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故については、この限りではない。

(施設の利用率)

第5条 甲が当該施設をボランティアセンターとして利用する場合の利用料は一切発生しないこととする。

(施設等破損時の損害への対応)

第6条 当該施設の破損その他、当該施設がボランティアセンターとして使用されたことにより、乙が被る損害については、原則として甲が負担するものとし、個別の事案ごとに甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに、甲、乙いずれからも申出がない場合は自動的に1年延長するものとし、その後も毎年この例による。

3 年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市長 横山 英幸

乙 指定管理者

